

30三総契第14号
平成30年4月26日

事業者 各位

三鷹市長 清原 慶子
(公印省略)

公共工事請負代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾
に係る取扱いの一部改正について

平成24年10月1日より、市と工事請負契約を締結した建設事業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事代金債権信託制度を導入しているところではありますが、下記のとおり一部を改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

「公共工事請負代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」の本文、様式1、様式3、様式4、様式5、様式8及び様式9中、「株式会社新銀行東京」を「株式会社きらぼし銀行」に改める。

2 施行日

平成30年5月1日

※詳細については、「公共工事請負代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」をご覧ください。

お問い合わせ先
三鷹市総務部契約管理課契約係
電話0422-45-1151 内線2261～2263